【補足資料 2】入学料免除・入学料徴収猶予及び授業料免除について

熊本大学では**「高等教育の修学支援新制度（多子世帯無償化を含む。/以下、「新制度」という。）による入学料及び授業料免除」**と、**「熊本大学独自の入学料免除・入学料徴収猶予及び授業料免除制度（以下、「本学独自制度」という。）」**の２つの制度により免除を実施しています。以下の概要及び本紙 P.2 以降をご確認の上、申請手続きを行ってください。

申請者は、7 月上旬頃（＝申請結果の発表時期）まで入学料及び前期授業料の納付が猶予（延期）されますので、インターネット入学手続き等で納付を行わないようお願いいたします。
原則として、誤って入学料等を納付した場合の返還は行いません。

制度概要

両制度の概要を熊本大学 HP に掲載しておりますので、以下よりご確認ください。原則として学部生が利用できる制度は「新制度」であり、「本学独自制度」は**特別な事情**※がある方を対象とした制度です。

なお、新制度の申請希望者（本紙 P.2 の免除申請区分①～③）で、申請結果が全額免除でなかった場合は結果判明から 14 日以内に免除額を差し引いた残額の納付が必要ですが、その際入学料納付が困難と想定される場合は、あらかじめインターネット入学手続を行う前に経済支援担当までご相談ください。

（熊本大学 HP）【必読】（新入生向け）制度概要
※タップで表示可能。

（熊本大学 HP）【重要】令和７年度からの多子世帯に対する大学等の無償化について（学部新入生・編入学生）
※タップで表示可能。

※特別な事情とは以下のことを指します。

・入学前１年以内において、申請者の学資を主として負担している者（以下、「学資負担者」という。）が死亡し、又は申請者本人若しくは学資負担者が風水害等の被害を受けた者。
・免除申請１年以内において災害救助法が適用される災害で、学資負担者が災害救助法適用地域に居住し、公的機関発行の罹災証明書により、その家屋が全壊、大規模半壊、半壊又は床上浸水であると証明された者、及び学資負担者が死亡・行方不明となっている者
・学部生で新制度の要件外（高等学校等を卒業した年度の翌年度末尾から大学に入学した日までの期間が２年を超えている者、日本国籍以外の者等）となっている者

【補足資料 2】入学料免除・入学料徴収猶予及び授業料免除について

申請を行う前に

インターネット入学手続の際は、「入学料の納付」ではなく「免除申告」を選択する必要があります。該当する免除申告番号を下表にて確認の上、その後の申請手続きを本紙 P.3 以降に従って行ってください。

免除申告番号一覧表

希望例	該当する免除申請番号
＜例＞ 新制度（多子世帯無償化を含む）による入学料・授業料免除を希望する ・日本学生支援機構給付奨学金申請者 ・多子世帯の無償化対象者　等 ※結果判明後 14 日以内（7 月中旬頃）の入学料納付が困難と想定される場合は、あらかじめ経済支援担当までご相談ください。	**【免除申告番号①】**：⇒本紙 P.3 予約採用による給付採用候補者。 ※選考結果：私立理工農を除く。
	【免除申告番号②】：⇒本紙 P.4 入学後に、在学採用による給付奨学金新規申請を行う者。
	【免除申告番号③】：⇒本紙 P.5 高専等にて給付奨学生であり、熊本大学での編入学継続手続きを希望する者。
＜例＞ ・特別な事情（※P.1 参照）に該当するため、本学独自制度の利用を希望する ・結果判明後 14 日以内（**7 月中旬頃**）の入学料納付が困難であり、本学独自制度による入学料徴収猶予（～9 月末）を希望する	**【免除申告番号④】**：⇒本紙 P.6 特別な事情（※P.1 参照）の該当者。または、結果判明後 14 日以内（7 月中旬頃）の入学料納付が困難で、かつ給付奨学金申請を行わない者。
＜例＞ 特別な事情（※P.1 参照）に該当するため、新制度と本学独自制度を併願し、入学料徴収猶予及びより良い結果での入学料・授業料免除を希望する	**【免除申告番号⑤】**：⇒本紙 P.7 特別な事情（※P.1 参照）に該当し、両制度の併願を希望する者。

次ページ以降で、免除申告番号毎の必要手続きを案内しています。

【補足資料 2】入学料免除・入学料徴収猶予及び授業料免除について

【免除申告番号：①】　の該当者（新制度のうち、予約採用）

〇入学前の手続き（免除申請手続き）

1.インターネット入学手続き時に、「入学料の納付」ではなく「免除申告」を選択する。
※「免除申告」を押下後に、免除申告番号①を選択すること。

2.免除申請書（A 様式 1）等を大学宛に郵送する。
※詳細は、3 月頃に以下にて掲載される「令和 9（2027）年 4 月入学者を対象とした
入学料免除・徴収猶予及び授業料免除の実施について」をご確認ください。
※新システム導入の都合上、HP 掲載が遅れる場合がありますがご了承願います。

（熊本大学 HP）令和 9（2027）年 4 月入学者を対象とした
入学料免除・徴収猶予及び授業料免除の実施について
※タップで表示可能。

〇入学後の手続き（給付奨学金手続き）

補足資料 3 の P.2 を確認してください。
※給付奨学金手続きを行わない場合、入学料・授業料免除が受けられません。

〇免除申請結果の確認について

6 月下旬に、学生本人のメールアドレス宛に申請結果をお送りします。
※申請結果に基づき入学料・授業料の納付が必要な場合の納付期限は、7 月中旬です。

【補足資料 2】入学料免除・入学料徴収猶予及び授業料免除について

【免除申告番号：②】　の該当者（新制度のうち、在学採用）

○入学前の手続き（免除申請手続き）

1.インターネット入学手続き時に、「入学料の納付」ではなく「免除申告」を選択する。
※「免除申告」を押下後に、免除申告番号②を選択すること。

2.免除申請書（A 様式 1）を大学宛に郵送する。
※詳細は、3 月頃に以下にて掲載される「令和 9（2027）年 4 月入学者を対象とした
入学料免除・徴収猶予及び授業料免除の実施について」をご確認ください。
※新システム導入の都合上、HP 掲載が遅れる場合がありますがご了承願います。

（熊本大学 HP）令和 9（2027）年 4 月入学者を対象とした
入学料免除・徴収猶予及び授業料免除の実施について
※タップで表示可能。

○入学後の手続き（給付奨学金手続き）

補足資料 3 の P.3 を確認してください。
※給付奨学金手続きを行わない場合、入学料・授業料免除が受けられません。

○免除申請結果の確認について

7 月上旬に、学生本人のメールアドレス宛に申請結果をお送りします。
※申請結果に基づき入学料・授業料の納付が必要な場合の納付期限は、7 月下旬です。

【補足資料 2】入学料免除・入学料徴収猶予及び授業料免除について

【免除申告番号：③】　の該当者（新制度のうち、編入学継続）

〇入学前の手続き（免除申請手続き）

1.インターネット入学手続き時に、「入学料の納付」ではなく「免除申告」を選択する。
※「免除申告」を押下後に、免除申告番号③を選択すること。

2.免除申請書（A 様式 1）等を大学宛に郵送する。
※詳細は、3 月頃に以下にて掲載される「令和 9（2027）年 4 月入学者を対象とした
入学料免除・徴収猶予及び授業料免除の実施について」をご確認ください。
※新システム導入の都合上、HP 掲載が遅れる場合がありますがご了承願います。

（熊本大学 HP）令和 9（2027）年 4 月入学者を対象とした
入学料免除・徴収猶予及び授業料免除の実施について
※タップで表示可能。

〇入学後の手続き（給付奨学金手続き）

補足資料 3 の P.4 を確認してください。
※給付奨学金手続きを行わない場合、入学料・授業料免除が受けられません。

〇免除申請結果の確認について

6 月下旬に、学生本人のメールアドレス宛に申請結果をお送りします。
※申請結果に基づき入学料・授業料の納付が必要な場合の納付期限は、7 月中旬です。

【補足資料 2】入学料免除・入学料徴収猶予及び授業料免除について

【免除申告番号：④】　の該当者（本学独自制度）

〇入学前の手続き（免除申請手続き）

インターネット入学手続き時に、「入学料の納付」ではなく「免除申告」を選択する。
※「免除申告」を押下後に、免除申告番号④を選択すること。

〇入学後の手続き（給付奨学金手続き）

１.本学独自制度の一次申請（システム入力）を行う。
※詳細は、３月頃に以下にて掲載される「令和９（2027）年４月入学者を対象とした入学料免除・徴収猶予及び授業料免除の実施について」をご確認ください。
※新システム導入の都合上、HP 掲載が遅れる場合がありますがご了承願います。

２.本学独自制度の二次申請（書類郵送）を行う。

（熊本大学 HP）令和９（2027）年４月入学者を対象とした入学料免除・徴収猶予及び授業料免除の実施について
※タップで表示可能。

〇免除申請結果の確認について

６月下旬に、本学のポータル掲示板より申請結果を通知します。
※申請結果に基づき入学料・授業料の納付が必要な場合の納付期限は、７月中旬です。
※入学料徴収猶予が認められた場合の納付期限は、９月末です。

【補足資料 2】入学料免除・入学料徴収猶予及び授業料免除について

【免除申告番号：⑤】　の該当者（新制度及び本学独自制度）

〇入学前の手続き（免除申請手続き）

インターネット入学手続き時に、「入学料の納付」ではなく「免除申告」を選択する。
※「免除申告」を押下後に、免除申告番号⑤を選択すること。

〇入学後の手続き（給付奨学金手続き）

１.補足資料３を確認してください。（給付奨学金手続き）
※給付奨学金手続きを行わない場合、新制度による入学料・授業料免除が受けられません。

２.本学独自制度の一次申請（システム入力）を行う。
※詳細は、３月頃に以下にて掲載される「令和９（2027）年４月入学者を対象とした
入学料免除・徴収猶予及び授業料免除の実施について」をご確認ください。
※新システム導入の都合上、HP 掲載が遅れる場合がありますがご了承願います。

３.本学独自制度の二次申請（書類郵送）を行う。

（熊本大学 HP）令和９（2027）年４月入学者を対象とした
入学料免除・徴収猶予及び授業料免除の実施について
※タップで表示可能。

〇免除申請結果の確認について

６月下旬に、本学のポータル掲示板より申請結果を通知します。
※申請結果に基づき入学料・授業料の納付が必要な場合の納付期限は、７月中旬です。
※入学料徴収猶予が認められた場合の納付期限は、９月末です。

【問い合わせ先】 熊本大学学生支援部学生生活課経済支援担当
TEL：096-342-2151／E-mail：gag-syogaku@jimu.kumamoto-u.ac.jp
対応可能時間帯：平日　９時 00 分～17 時 00 分